

資料4

前橋市社会福祉審議会
第4回高齢者福祉専門分科会
H29. 6. 29

(4)地域包括支援センターの基盤強化について

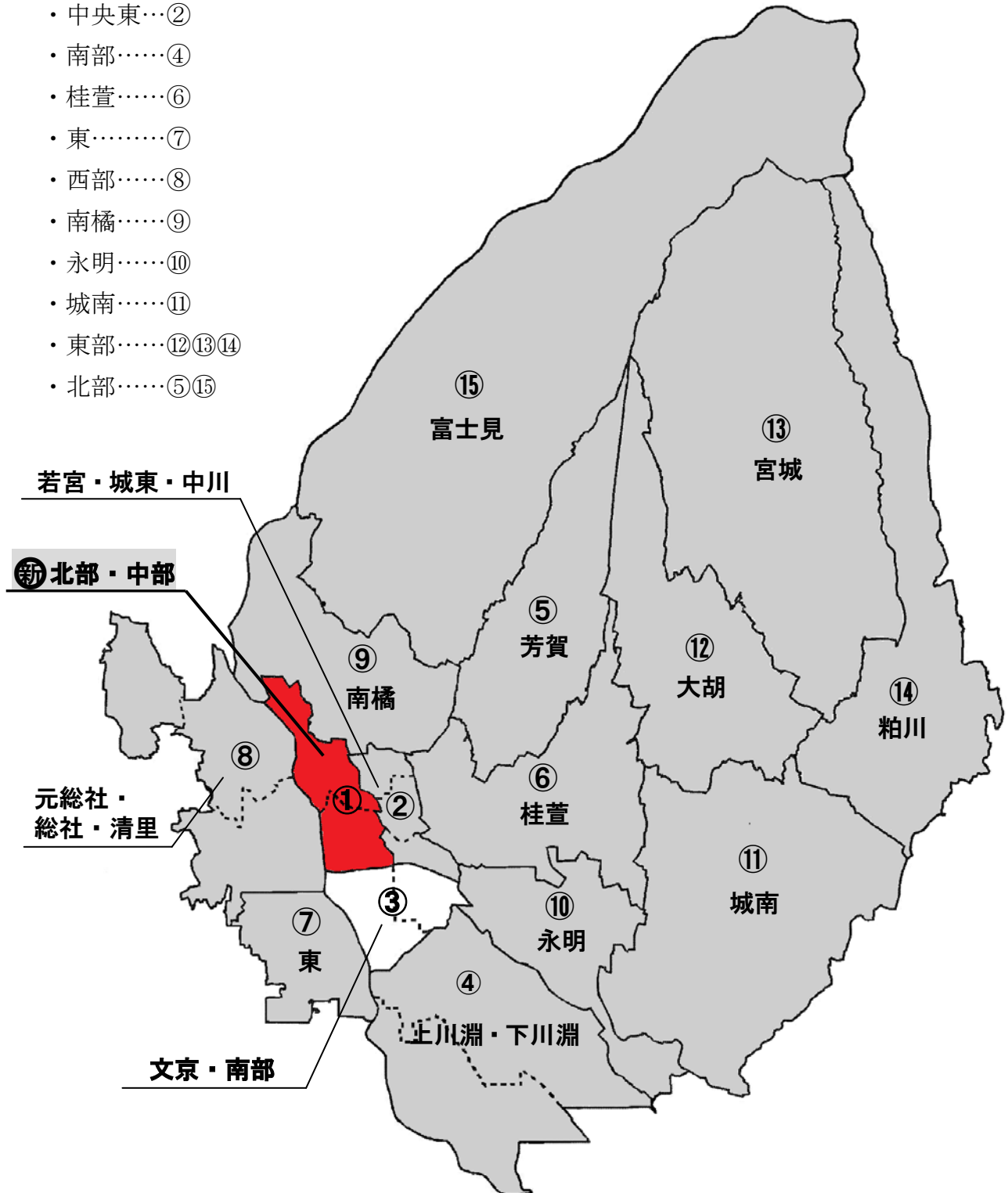
平成30年度地域包括支援センター担当日常生活圏域図

直営センター 1圏域

- ・中央…③

委託センター 14圏域

- ・中央西（仮称）…①
- ・中央東…②
- ・南部…④
- ・桂萱…⑥
- ・東…⑦
- ・西部…⑧
- ・南橋…⑨
- ・永明…⑩
- ・城南…⑪
- ・東部…⑫⑬⑭
- ・北部…⑮



前橋市地域包括支援センター業務委託スケジュール

(1) 議会への報告

平成29年5月22日 教育福祉常任委員会へ報告済

(2) 運営協議会への説明

平成29年1月26日 平成28年度第2回運営協議会において平成30年度体制(案)を説明済

平成29年6月15日 平成29年度第1回運営協議会において平成30年度体制(案)を説明済

(3) 委託包括の公募について

平成29年6月15日号広報まえばし及び市ホームページ掲載

(4) 応募予定者(法人)への説明会の開催

平成29年7月6日

募集期間:平成29年7月24日～8月10日

(5) 選定委員会 委員委嘱・選定

平成29年9月中旬(予定)

(6) 業務委託先法人の決定

平成29年9月末(予定)に決定し委託予定法人へ通知

(7) 運営協議会への報告

平成30年2月(予定) 平成29年度第2回運営協議会において委託先報告

年度 月	平成29年度									平成30年度	
	5	6	7	8	9	10	11	2	3	4	
内容	・ 議会等報告	・ 広報・HP ・ 第一回運営協議会 ・ 募集記事掲載	・ 公募・説明会			・ 委託先決定 ・ 業務受託事業者選定委員会	・ 職員体制準備開始	・ 業務委託準備	・ 第二回運営協議会	・ 契約事務・業務移管	・ 業務委託開始
											

日常生活圏域別高齢者人口等

(平成29年3月31日現在)

No.	包括名	日常生活圏域名	人口 (人)	高齢者 人口 (人)	高齢化 率 (%)	独居高 齢者数 (人)	独居率 (%)	6/1調 査 (実態)	要介護認定		
									要支援1	要支援2	計
1	中央	北部・中部	18,224	6,068	33.30	1,975	32.55	1,040	254	185	439
		南部・文京	23,423	6,298	26.89	1,675	26.60	817	244	163	407
2	中央東	若宮・城東・中川	17,127	6,019	35.14	2,043	33.94	978	224	207	431
3	南部	上川淵・下川淵	34,646	10,207	29.46	2,491	24.40	1,302	274	260	534
4	桂萱	桂萱	28,777	8,066	28.03	2,111	26.17	808	234	206	440
5	東	東	31,905	7,456	23.37	1,740	23.34	701	258	195	453
6	西部	元総社・総社・清里	33,572	8,438	25.13	2,221	26.32	797	226	181	407
7	南橋	南橋	39,456	10,201	25.85	2,614	25.62	1,332	252	221	473
8	永明	永明	22,341	6,247	27.96	1,415	22.65	640	182	137	319
9	城南	城南	18,812	5,411	28.76	958	17.70	329	111	118	229
10	東部	大胡・宮城・粕川	37,156	10,449	28.12	1,838	17.59	932	198	224	422
11	北部	富士見・芳賀	32,688	9,328	28.54	1,658	17.77	769	211	176	387
計			338,127	94,188	27.86	22,739	24.14	10,445	2,668	2,273	4,941

※人 口:平成29年3月31日現在。人口・高齢者人口・独居高齢者数は住民登録上の数値

※6/1調査:平成28年6月1日付、ひとり暮らし高齢者調査による数値

※要介護認定数:平成29年3月31日現在の認定者数

地域包括支援センターの機能強化について

「地域包括支援センターの設置運営について」の一部改正について

※（平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号）より

③ センター間における役割分担と連携の強化

管内に複数のセンターがある市町村においては、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。

例えば、

- ・直営型、委託型センターのうち地域の中で基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防のケアマネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンター（以下「基幹型センター」という。）の設置
- ・基幹型センターと同様の機能を市町村内に担当係として設置（センターからの相談等に適切に対応できる専門職を配置することが望ましい。なお、センターの設置基準等を満たしていない場合は包括的支援事業の対象とはならない。）
- ・権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター（以下「機能強化型センター」という。）を設置するなど、センター間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考える。

ただし、基幹型センター及び機能強化型センター（以下「基幹型センター等」という。）は、あくまでセンターの一類型であることから、法令等に定められる設置基準を満たす必要があるが、基幹型センター等が担当する区域については、その他のセンターの後方支援等を実施する観点から、他のセンターの担当区域と重複しても差し支えない。また、指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業については、基幹型センター等が直接事務を担当していなくても、当該業務について他のセンターの指導等後方支援を行っている場合であれば、個々の業務の指定又は委託を受けていなくてもかまわない。



《参考》 地域包括支援センターの事業内容

※**必須**が付いている項目は包括支援センターが必ず実施するもの。付いていない項目は、他の法人等が受託する場合もあるが、包括支援センターとして必ず関わるもの。

地域支援事業	包括的支援事業 (ア) 地域包括支援センターの運営 必須 ・ 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号） ・ 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号） ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号） ※地域ケア会議の実施（法第115条の48） ・ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） （法第115条の45第1項第1号ニ（居宅要支援被保険者に係るものを除く）） (イ) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号） (ウ) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号） (エ) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
	新しい介護予防・日常生活支援総合事業 (ア) 介護予防・生活支援サービス事業（介護保険法115条の45第1項第1号） ・ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業） 必須 （法第115条の45第1項第1号ニ） (イ) 一般介護予防事業（介護保険法115条の45第1項第2号）
	任意事業（介護保険法第115条の45第3項）

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（介護保険法第115条の46第7項） 必須
指定介護予防支援事業（介護保険法第115条の22：介護予防給付（要支援1～2）） 必須

■ 新しい地域支援事業の全体像

